

# 自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置

対象税目：軽油引取税（地方税）

## ① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要があり、これらの任務に使用する船舶、通信機器、レーダー等の機械等（以下「船舶等」という。）に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある。
- 一方で、軽油には地方税法に基づく軽油引取税が課税されるが、前述のような自衛隊の活動は、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くための極めて公益性の高いものであることから、自衛隊の船舶等に使用する軽油については課税されるべき性質のものではない。
- 本特例措置がない場合、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなるため、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。

## 当該措置の政策体系における位置づけ

- 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。  
基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出  
②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾  
③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを抑止・排除  
政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（自衛隊の能力等に関する主要事業）  
施策：持続性・強靱性

## ② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号  
創設年度：昭和31年度  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 本制度は、都道府県知事の承認を受けた自衛隊が使用する船舶の動力源、自衛隊が通信の用に供する機械等（自衛隊が通信の用に供する機械、ナンバー取得の無い自動車、レーダー、射撃統制装置、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等）に使用する軽油について、令和9年3月31日までの間、軽油引取税の課税が免除されている。

## 減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	158.6	152.3	136.4	145.9	157.0	170.7

（出所）防衛省による集計（1キロリットル＝32,100円換算）

## ③ アクティビティ

- 自衛隊が各種任務において使用する船舶等を運用するために必要な軽油を確保する。

## ④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
適用数（KL）	494,094	474,483	425,052	454,620	488,958	531,732
適用額（億円）	158.6	152.3	136.4	145.9	157.0	170.7

（出所）防衛省による集計（1キロリットル＝32,100円換算）

# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○課税免除等の手続きを行い、限られた予算の中で自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な燃料を確保 →自衛隊の各種任務を確実に遂行できる態勢を確立
⑤ 短期アウトカム	○自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を調達 指標・目標値：自衛隊の各種任務を確実に遂行するために必要な軽油を調達 対象期間：特例措置の適用期間中
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○必要な燃料を確保することにより、船舶等を運用するための態勢を保持 →自衛隊の各種任務を確実に遂行
⑥ 中期アウトカム	○自衛隊の各種任務を確実に遂行し、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜く 指標・目標値：自衛隊の各種任務を確実に遂行 対象期間：特例措置の適用期間中
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○平素からの協力の積み重ね → 抑止力・対処力の向上
⑦ 長期アウトカム	○我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保 指標・目標値：自衛隊の各種任務を確実に遂行 対象期間：特例措置の適用期間中

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
各年度の決算資料	自衛隊の任務は、我が国の防衛・警備という国民全体の利益のために、平素から警戒監視のほか、海賊対処をはじめとする安全保障協力、弾道ミサイル対処、災害派遣活動等の不確定性の高い各種事態等に対応することが求められているため、定量的に目標を示すことは困難であるため。

●分析手法：定性的分析  
 選定理由：自衛隊の任務は、我が国の防衛・警備という国民全体の利益のために、平素から警戒監視のほか、海賊対処をはじめとする安全保障協力、弾道ミサイル対処、災害派遣活動等の不確定性の高い各種事態等に対応することである。このため、定量的に目標を示すことは困難。

## 【分析内容】

- 本特例措置は、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を、限られた予算の中で十分に確保するためのものである。
- 本特例措置により、自衛隊の各種任務を確実に遂行することができ、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くことが可能となるため、防衛省の政策目的と整合する。

## ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務に使用する船舶等の軽油について、確実に確保することができおり、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くことに寄与した。		
② 達成できていない場合の要因	-	-	-
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本特例措置によって、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することができ、その結果、以下に示すような各種任務を遂行する等、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜くための活動が実施されている。</li> <li>○ なお、仮に当該免税措置が終了した場合、調達可能となる軽油の量が約 10～20%削減されることとなり、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼす。</li> </ul> <p>【参考】本特例措置の適用を受ける自衛隊の船舶等が従事した主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソマリア・アデン湾等における海賊対処活動</li> <li>・北朝鮮による弾道ミサイル対処</li> <li>・中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動</li> <li>・令和6年能登半島地震に係る災害派遣</li> </ul>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり極めて公益性が高く、自衛隊以外に当該任務を遂行することはできないことから、自衛隊の活動に使用する軽油について非課税とする措置は妥当である。</li> <li>○ その上で、仮に本特例措置が終了した場合、調達可能となる軽油の量が削減されることとなり、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。</li> <li>○ したがって、本特例措置は、予算措置によって必要な軽油を確保する場合と比較して適切である。</li> </ul>		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 極めて公益性の高い自衛隊の任務を確実に遂行するためには、自衛隊の船舶等で使用する軽油については引き続き免税措置とする必要がある。</li> <li>○ 加えて、当該免税措置がこれまで果たしてきた役割や自衛隊の任務が将来にわたるものであることを踏まえれば、恒久的な免税措置が妥当である。</li> </ul>		